

現住家屋の処分方法及び転入又は転居の手続きが後になる理由の確認書類

取得した家屋に未入居の状態住宅用家屋証明書の交付を申請する場合は、次の（ア）、（イ）それぞれについて該当する書類をご提出ください。

なお、これらの書類を提出した場合であっても、入居予定年月日は申立日から1年以内に限りです。

（ア）現住家屋の処分方法に関する書類

処分方法	必要書類
売却	現住家屋の売買契約（予約）書、媒介契約書等、現住家屋を売却することを証する書類
賃貸	現住家屋の賃貸借契約（予約）書、媒介契約書等、現住家屋を賃貸することを証する書類
借家、社宅等	申請者と家主の間の賃貸借契約書、使用許可証又は家主の証明書等、現住家屋が申請者の所有でないことを証する書類
親族が住む場合	当該親族の申立書等、現住家屋が今後当該申請者の居住の用に供されるものではないことを証する書類
未定	次の（イ）に例示する、入居が登記の後になることを明らかにする書類

（イ）現住家屋の処分方法が未定である場合に、入居が後になることを明らかにする書類

入居が後になる理由	必要書類
資金を借りるため 抵当権設定を急ぐ場合	当該家屋を新築又は取得するための資金の貸付け等に係る金銭消費貸借契約書又は当該家屋の代金の支払期日の記載のある売買契約書等の写し
前住人が未転出の場合	前住人と申請者又は宅地建物取引業者との間の、引渡期日の記載のある売買契約書の写し
本人又は家族が病気の場合	治療期間が記載された医師の診断書の写し